

ケーススタディ 外国人の口座開設 こんなときどうする!?

加来 輝正

ここでは、外国人から口座開設を依頼されて対応に
困るケースを挙げ、手続き時の留意点を解説します。

ケース① 技能実習生が付添人と来店した



昨 今、外国人が本国へ帰国する前に、預金口座を不正に譲渡し、その口座が金融犯罪に利用される事例が増加しています。そのため金融機関では、外国人が口座を開設する際に、慎重な取扱いを実施しています。

本ケースのように、外国人の技能実習生が付添人とともに来店して、口座開設の依頼を要請してきたときには以下の点に留意します。

① 契約内容を理解していることを確認する

口座の開設は、申込人が口座開設申込書や預金規定等の（契約）内容を理解していることが前提となります。外国人の技能実習生が日本語を理解できない場合には、勤務先の関係者などの付添人を通じて、外国人に契約内容を伝達し本人が理解していることを確認したうえで、口座開設申込書などに署名等（意思表示）してもらいま

す。ただし、付添人は外国人の代理人ではないので、付添人との間で手続きを進めないようにしましょう。

目的の合理性を確認する

② 在留資格や在留期間を確認する

当該外国人から在留カードを提示してもらい、「技能実習」という在留資格があること、在留期間が十分であることを確認します。

在留期間が残り短い場合は、口座開設の目的に虚偽の可能性があるので、合理性についてしっかり確認します。

③ 勤務先に在籍していることを確認する

当該外国人が技能実習先（勤務先）に在籍していることを雇用契約書など勤務先が明記された書類で確認します。また、付添人を通じて継続的な雇用関係にあることを確認します。

POINT
契約内容の理解や、在留資格・期間、勤務先の在籍状況等を確認

ケース② 以前来日した外国人が再来日して口座開設を要請した



以前 技能実習生として来日したときにこちらに口座を持っていました

今回の再来日でまた働きます

それでお給料の振込のために口座が必要なんですけど、利用させてもらえませんか？

それはですね…

外 国人技能実習制度は、開発途上国等の外国人を技能実習生として一定期間（最長5年）受け入れ、出身国で修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図る制度です。現在は、2017年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」により運営されています。

技能実習は、入国後1年目の技能等を修得する活動（第1号技能実習）、2～3年目の技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）、4～5年目の技能等に熟達する活動（第3号技能実習）の3つに区分されます。第3号技能実習を行うには、第2号技能実習の修了後、第3号技能実習を開始するまでの間に、技能実習生は1ヵ月以上一時帰国する必要があります。

本ケースのように、以前、技能実習で来日した外国人が再度来日した場合には、属性（住所や

した場合は、第3号技能実習（在留資格は「技能実習3号イまたはロ」）に該当することが考えられますので、以下の点に留意して口座開設を行います。

在留期間を再度確認point

① 再度、取引時確認や在留資格・在留期間などの確認を実施する

以前、口座を開設した相手であっても、いったん帰国した後に再来日した場合には、属性（住所や

在留資格等）が以前と異なっていることが考えられます。したがって、改めて本人確認書類の提示を受けて取引時確認を行う必要があります。

合わせて、ケース①で述べたような留意事項に沿って、在留資格や在留期間、勤務先の在籍状況の確認等を実施します。

② 口座開設の状況を確認する

以前の来日時に開設していた口座は帰国時に解約されているのが原則ですが、もし解約されていない場合は、その口座を利用するように依頼します。もし保有していた預金通帳がなくなっている場合には、不正に売買されていないか慎重に確認しましょう。

また、既存口座が解約されていないにもかかわらず、新規口座を開設しようとする場合は、口座開設の目的に合理性があるか厳格に確認します。

POINT
取引時確認や、在留資格・期間、勤務先の在籍を再度確認する